

令和7年度 運輸安全マネジメントの取り組み

●わが社の事故防止のための安全方針

1. 「輸送の安全はわが社の根幹」
2. 「経営・現場間の十分な意思疎通とコミュニケーションで情報を共有」
3. 「安全文化風土を構築し、全社的に安全マネジメントを推進」

●安全方針に基づく目標

1. 交通物損事故を年間8件以内とし、構内物損事故を8件以内とする。
2. 労災事故を年間3件以内とし、休業災害を1件以内とする。
3. 追突事故、交差点事故、人身事故を含む重大事故をゼロとする。
4. 事故をしない、遭わないこと。自責事故だけでなくもらい事故を防止する。
5. 改善基準告示の絶対厳守

●目標達成のための計画

1. 自他社構内、高速PKどこでも5分以上駐停車時の左後輪の輪止め徹底
2. 自他社構内のどこでも作業時にヘルメット、長靴、手袋着用し完全防備
3. 運行指示書、ハザードマップを手板に挟み、危険箇所を明確に案内指示
4. 乗務員、管理者共に外部機関講習を受講させ、危険感受性知識を高める
5. 繁忙月（4, 8, 12月）にも月間総拘束時間310時間を絶対厳守

●情報伝達及びコミュニケーションの確保

1. 安全衛生委員会での従業員への意見聴取の実施
2. KYT等乗務員教育の場での安全に関する意見聴取の実施
3. 事故惹起者への面談の実施（事故後4日以内）
4. 事故決着後の事故後面談の実施

●ハザードマップの作成と運用

1. 他社構内での事故発生状況を元にハザードマップを作成する。
2. 乗務員から聞き取り調査を行い、危険箇所を洗い出してマッピングする。
3. 特に危険な箇所については、荷主と交渉し、卸場所の変更を行う
4. ESTRAにて、ハザードマップのマッピング地点で注意を促すアナウンスを流す登録を行う。
5. 当該地点に出荷に行くドライバーにハザードマップを携帯させる。

●関係法令等の遵守の確保

1. 新改善基準告示を遵守徹底。乗務員の健康と輸送の安全確保に努める。
2. 国土交通大臣告示第1366号に沿った内容の年間教育を行い、100%受講させる。
3. 休息が取れないコースの見直しをし、一日の拘束時間を守れる環境を作る。
4. 月間拘束時間の遵守。目標時間を超過しそうな乗務員は出荷業務に出さない。

●安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等

1. 全乗務員に運転適性診断を2年に1回定期的に受診させる（前回R6年11月実施）
2. 全社員に年2回運転記録証明書の発行を義務付ける（毎年3月、10月）
3. 入社前に健康診断を及び入社後に運転初任診断及び初任教育を必ず実施させる
4. 65歳以上乗務員には3年に1回適齢診断を受診、帰社後配車管理者面談を実施
5. 人身事故惹起者に対し事故惹起講習を受診、帰社後配車管理者面談を実施
6. 50歳以上乗務員にトラック協会主催のドライバー講習を必要に応じ受講させる
7. 運行管理補助者には、年に1度運行管理者基礎講習を受講させる

●内部監査

1. 安全管理体制の自己診断。
2. 毎年1回（毎年2月）、経営幹部を含めて、安全の取り組み状況の内部監査を実施。

●マネジメントレビューと継続的改善

1. 年度末（2月の）経営会議で内部監査の結果等をもとに、安全管理体制全般の見直し・改善を行い、将来考えられる課題に対してあらかじめ対策措置を講ずる。

●社内ルールの文書化と再検討、改善

1. 文書化によってルールの属人化を防止し、常に把握しておける環境を作る。

●社内への通知方法

1. 社内に安全方針を掲示します。
2. 危険予知トレーニングを実施します。
3. 点呼時に周知していきます。
4. 掲示板にて事故概要を掲示します。

●安全統括管理者

・代表取締役社長 鈴木克洋

●要員の責任と権限

- ・運輸安全管理規程の制定施行（H26.4.1制定施行）
- ・責任と権限の明確化

